

あきた

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

秋田市寺内字三千刈110番地の1
印刷所 秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

条 例

- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第38号）…………… 2
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例（第39号）…………… 2
- 秋田市短期大学運営等基金条例を廃止する条例（第40号）… 2
- 秋田市公立大学法人支援基金条例（第41号）…………… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第42号）…………… 3
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第43号）…………… 5
- 地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例（第44号）…………… 5
- 秋田市子ども福祉医療基金条例（第45号）…………… 5
- 秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例（第46号）…… 6

規 則

- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第21号）…………… 6
- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則（第22号）…………… 6
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）…………… 6

公 平 委 規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第1号）…………… 6

訓 令

- 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令（第8号）…………… 7

告 示

- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第170号）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第171号）…………… 8
- 差押調書謄本および配当計算書の公示送達について（第172号）…………… 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第173号）…………… 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第174号）…………… 8
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第175号）… 9
- 担保権設定等財産の差押通知書の公示送達について（第176号）…………… 9

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第177号）… 9
- 秋田市公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第178号）…………… 9
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第179号）…………… 9
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第180号）……10
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第181号）……………10
- 市道路線の区域変更について（第182号）……………10
- 平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第183号）……………10
- 平成25年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第184号）……………10
- 平成25年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第185号）……………11
- 平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第186号）……………11
- 住民票の職権消除について（第187号）……………11
- 平成24年度第10期国民健康保険税督促状の公示送達について（第188号）……………11
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第189号）…11
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第190号）……………11
- 平成25年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第191号）……………11
- 平成25年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第192号）……………12
- 市道路線の廃止について（第193号）……………16
- 市道路線の認定について（第194号）……………16
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第195号）…17
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第196号）…17

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）……………18

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第54号）……………18
- 平成25年4月7日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨について（第55号）……18
- 平成25年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所の指定について（第56号）……………21
- 平成25年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所について（第57号）……………21

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第9号）……………21

上下水道局告示

○指定給水装置工事業者の指定について（第28号）……………21

○指定排水設備工事業者の指定について（第29号）……………21

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第30号）……………21

公 告

○ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……………22

○ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について……………22

○日本脳炎の予防接種について……………22

○入札参加資格の申請の受付について……………22

○建築基準法による道路の指定について……………23

○公募型指名競争入札の執行について……………23

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………24

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………25

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………25

○秋田市個人情報保護条例による平成24年度の運用状況の公表について……………25

○秋田市情報公開条例による平成24年度の運用状況の公表について……………26

○プロポーザルの実施について……………26

○土地区画整理事業の終了について……………27

○入札参加希望者の公募について……………27

○開発行為に関する工事の完了について……………28

○公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成24年度事業経営状況について……………28

○財政報告書の公表について……………28

上下水道局公告

○簡易公募型プロポーザルの実施について……………28

○入札参加希望者の公募について……………30

○入札参加希望者の公募について……………31

○入札参加希望者の公募について……………31

○入札参加希望者の公募について……………32

○受益者負担金の賦課対象区域について……………33

○公募型プロポーザルの実施について……………33

○公募型プロポーザルの実施について……………36

○一般競争入札の執行について……………39

○入札参加希望者の公募について……………40

○一般競争入札の執行について……………41

○入札参加希望者の公募について……………42

○入札参加希望者の公募について……………43

条 例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 公立大学法人評価委員会委員の項の次に次のように加える。

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会委員	日額 10,000円
-------------------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第27条の2 第1項中「第154条」の次に「および新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市短期大学運営等基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市短期大学運営等基金条例を廃止する条例

秋田市短期大学運営等基金条例（平成6年秋田市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

秋田市公立大学法人支援基金条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市公立大学法人支援基金条例

（設置）

第1条 公立大学法人秋田公立美術大学（以下「公立大学法人」という。）の健全な運営等を支援するため、秋田市公立大学法

人支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、公立大学法人の管理運営ならびに施設および設備の整備に係る支援に要する経費に充てるものとする。

2 前項の場合において、剰余金が生じたときは、これを基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、公立大学法人の管理運営ならびに施設および設備の整備に係る支援に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「第2章」の次に「（第7条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第13条を除く。）」を加える。

第27条の6第2項中「第314条の7第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第37条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第122条の2第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第5条の2中「、第35条の2」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合および」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引

率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第35条の2に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第5条の3第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下）」を「（当該期間内に前条第2項の規定により第35条の2に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下）」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。

附則第5条の4中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第6条の5の3第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第6条の5の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第6条の8の2の見出し中「附則第15条第2項第6号および第10項」を「附則第15条第2項第6号等」に改め、同条第2項中「附則第15条第10項」を「附則第15条第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第19条第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第25条の2の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条および次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項および次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第18条、附則第19条、附則第20条又は附則第21条の規定を適用する。

附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第19条第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2もしくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第20条第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第21条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第25条の2第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第18条、附則第19条、附則第20条又は附則第21条の規定を適用する。

附則第26条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「附則第5条の4の2第6項」とに改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第27条の6第2項の改正規定ならびに附則第5条の2、附則第5条の3、附則第5条の4、附則第6条の5の4、附則第19条および附則第25条の2の改正規定ならびに附則第3項から第5項までの規定 平成26年1月1日
 - 附則第6条の5の3および附則第26条の改正規定ならびに附則第6項の規定 平成27年1月1日
（秋田市行政手続条例の適用除外に関する経過措置）
- 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする同項に規定する行為について適用し、施行日前にした改正前の秋田市市税条例第6条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。
（延滞金に関する経過措置）
- 新条例附則第5条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
（個人の市民税に関する経過措置）
- 新条例附則第5条の4の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第25条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 新条例附則第26条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 新条例附則第6条の8の2第3項の規定は、施行日以後に締結される地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第37項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 施行日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万

円以上50万円以下のものに限る。)に係る契約が締結され、施行日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第6条の8の3第6項の規定の適用については、同項中「書類および」とあるのは、「書類および当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類ならびに」とする。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例(昭和57年秋田市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第2章」の次に「(第7条を除く。)」を、「第3章」の次に「(第13条を除く。)」を加える。

附則第17項中「附則第44条の2第3項」を「附則第44条の2第4項および第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定および附則第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)第22条第1項の規定は、この条例の施行の日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の秋田市国民健康保険税条例第22条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第17項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人市立秋田総合病院評価委員会(以下「委員会」という。)の組織および委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、経営又は医療に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任とされることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員および議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員および議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員会の招集)

2 この条例の施行後最初に開催される委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

秋田市子ども福祉医療基金条例をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市子ども福祉医療基金条例

(設置)

第1条 子どもを対象とした福祉医療費の給付に要する資金に充てるため、秋田市子ども福祉医療基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、子どもを対象とした福祉医療費の給付に要する資金に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市商工業振興条例の一部を改正する条例

秋田市商工業振興条例（昭和42年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号に次のように加える。

ウ 常時使用する従業員が20人以上で、中心市街地又は商業地域に立地する建物であって、当該建物の全部又は一部を賃借した新設等（商業地域にあっては、当該賃借に係る床面積が130平方メートル以上のものに限る。）

第4条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 建物賃借助成金

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

規 則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則の一部を改正する規則

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規則（平成12年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第154条」の次に「および新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を、「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の2中「基本計画」の次に「(以下「企業立地促進法に基づく基本計画」という。）」を加え、同条中第11号を第13号とし、第10号の次に次の2号を加える。

- 中心市街地 中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地の区域をいう。
- 商業地域 秋田都市計画用途地域で定める商業地域（中心市街地である区域を除く。）をいう。

第3条第1項中「第5号」を「第6号」に改め、同項第3号中「100分の3」の次に「(当該事業が企業立地促進法に基づく基本計画において集積を図ることとした業種であって、常時使用する従業員が10人以上である場合にあっては、100分の5)」を加え、同項に次の1号を加える。

- 建物賃借助成金 認定事業者（条例第2条第1項第4号ウに係る者に限る。）が平成26年3月末日までに操業を開始した場合に限り、当該操業開始の日から起算して3年を経過する日までの期間において、当該事業を1年間継続することにより、当該期間に係る当該事業の用に供する建物の賃借料の100分の50に相当する額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円）

第3条第3項中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成25年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の秋田市商工業振興条例施行規則の規定は、この規則の日以後に操業を開始する事業を行う者について適用し、同日前に操業を開始した事業を行う者については、なお従前の例による。

公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月10日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は連携推進官」を「、連携推進官又はゆき総合対策官」に改める。

別表議会議務局の項中「次長」を「次長 副理事」に、「課長補佐」を「課長補佐 副参事」に改め、同表市長の補助機関の項短期大学の項を削り、同表市長の補助機関の項病院の項中「理事次長」を「副理事」に、「科長」を「科長 担当科長」に、「参事 課長補佐」を「参事」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

大学設置準備室
大学設置準備室長 参事 副参事

国民文化祭推進室
室長 参事 副参事

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 参事

秋田市民交流プラザ管理室
プラザ管理室長 副参事

食肉衛生検査所
所長 副参事

食肉衛生検査所
所長 参事 副参事
病院法人移行準備室
病院法人移行準備室長 次長 参事 副参事

子ども未来センター
所長 参事
母子生活支援施設
施設長 副参事
保育所
泉保育所長
動物園
園長 事務長 参事 副園長 副参事

子ども未来センター
所長 副参事
母子生活支援施設
施設長
保育所
土崎保育所長
少年指導センター
所長 副参事
動物園
事務長 参事 副園長 副参事

秋田駅東地区土地区画整理事務所
所長 参事 副参事
まちづくり整備室
室長 参事 副参事

秋田駅東地区土地区画整理事務所
所長 参事 副参事

改め、同表教育委員会の項教育機関の項中

図書館
館長 副館長 事務長 副参事

図書館
館長 副館長 事務長 参事 副参事

民俗芸能伝承館
館長 事務長 参事 副参事
佐竹史料館
館長 副館長 事務長

民俗芸能伝承館
館長 副館長 事務長 参事 副参事
佐竹史料館
館長 副館長 事務長 副参事

改め、同表の備考の1中「、「短期大学」とは規則第7条の2に規定する機関を」を削り、同表の備考の2中「秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院設置条例」を「秋田公立美術大学附属高等学院設置条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第8号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「および新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第170号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成25年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名 および 診療科名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および 辞退理由
千葉 修治	秋田大学医学部 附属病院 泌尿器科	じん臓機能障 害	平成25年 4 月 1日 市外勤務の ため

秋田市告示第171号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
株式会社 いわま薬 局	ひとむす び泉	秋田市泉 北一丁目 13番5号	平成25年 6月1日	特定施設入居 者生活介護、 介護予防特定 施設入居者生 活介護
株式会社 虹の街	やすらぎ の郷	秋田市泉 中央五丁 目1番16 号	平成25年 6月1日	訪問介護、介 護予防訪問介 護

秋田市告示第172号

次の差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市横森四丁目3番21号
コーポ白根101号
佐藤 慶一
- 送達する書類名
差押調書謄本 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第173号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年 6月 6日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
安養寺自治会
- 認可年月日
平成16年 8月31日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 山内 善美
秋田市雄和椿川字中村71番地
変更後 佐藤 太次美
秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97
- 変更年月日
平成24年 2月26日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第174号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年 6月 7日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 22台
 - 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - 撤去し、保管した年月日
平成25年 5月 1日から同月30日まで
 - 返還を行う時間および場所
 - 時間 午前10時から午後7時まで
 - 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成25年 6月21日から同年12月21日まで
- 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第175号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6月 7日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	新屋松美ガ丘東町3号線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番1地先 秋田市新屋松美ガ丘東町227番2地先	71.5	4.0 ～ 4.0
	新	新屋松美ガ丘東町3号線	秋田市新屋松美ガ丘東町227番28地先 秋田市新屋松美ガ丘東町227番2地先	71.5	4.0 ～ 6.0

2 区域変更および供用開始の期日 平成25年 6月 7日

3 縦覧期間 平成25年 6月 7日から同月20日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第176号

次の担保権設定等財産の差押通知書は、法人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

東京都墨田区太平2-5-7
第一信用保証 株式会社

2 送達する書類名

担保権設定等財産の差押通知書 1通

秋田市告示第177号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成25年 6月10日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受ける者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
419	秋田市寺内蛭根一丁目3番34号	セブン-イレブン秋田寺内蛭根店

秋田市告示第178号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年 6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

秋田市川尻地区コミュニティセンター

2 指定管理者

川尻地区コミュニティセンター管理運営委員会

3 指定管理者の指定年月日

平成24年 3月21日

4 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名

変更前 猿 田 洋 司

変更後 碓 屋 隆 志

5 変更年月日

平成25年 5月26日

6 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ユーカー薬局	秋田市飯島字長山下128番地4	平成25年 5月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
及川医院	秋田市飯島美砂町9番11号	平成25年 4月30日
那須薬局	秋田市御野場新町三丁目4番22号	平成25年 5月18日

秋田市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

廃止

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
柳山 忠光	寿楽秋田店	秋田市手形田中 8番10号アーバンコー トリリィ303号	平成25年 5月31日

秋田市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年 6月12日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
デ イ サ ー ビ ス さくら家本店	秋田市牛島東二丁目1番9号	平成25年 3月1日
ユ ー カ リ 薬 局	秋田市飯島字長山下128番地4	平成25年 5月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ジャパンケ ア秋田旭川 (訪問介護)	ジャパンケア秋 田八橋 秋田市八橋大畑 二丁目1番2号	ジャパンケア秋 田旭川 秋田市旭川清澄 町16番17号	平成25年 6月1日
ジャパンケ ア秋田旭川 (居宅介護 支援)	ジャパンケア秋 田仁井田 秋田市仁井田新 田一丁目5番15 号K Sビル206 号	ジャパンケア秋 田旭川 秋田市旭川清澄 町16番17号	平成25年 6月1日

秋田市告示第182号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6月12日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域

道路の 種 別	旧 新	路 線 名	起 終	点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	大森山1号線	秋田市浜田字稗田沢71番2地先 秋田市浜田字石山1番1地先		2,152.00	6.50 ～ 57.00
	新	大森山1号線	秋田市浜田字稗田沢71番2地先 秋田市浜田字石山1番1地先		2,152.00	6.50 ～ 40.00

2 縦覧期間 平成25年 6月12日から同年 7月2日まで

秋田市告示第183号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第184号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年 6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙平成25年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表（省略）のとおり

2 送達する書類

平成25年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第185号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成25年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第186号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第187号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年6月18日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市南通亀の町8番25号 エクセレント五番館113	深井 武雄

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できません

が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第188号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

平成24年度第10期国民健康保険税督促状

秋田市告示第189号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成25年6月20日

秋田市長 穂 積 志

粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定を受けるべき者の住所および名称

指定番号	住 所	名 称
420	秋田市泉南一丁目1番1号	ローソン秋田泉南一丁目店

秋田市告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年6月20日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202

セブン-イレブン秋田寺内蛭根店

店長 志 賀 聡 彦

秋田市告示第191号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年6月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成25年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第192号

平成25年6月25日の「平成25年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成25年6月26日

秋田市長 穂 積 志

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,332,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,675,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,253,678	千円 3,140	千円 1,256,818
	1 分担金	474	3,140	3,614
15 国庫支出金		16,342,401	949,559	17,291,960
	2 国庫補助金	1,817,721	949,559	2,767,280
16 県支出金		6,558,447	375,106	6,933,553
	1 県負担金	3,183,548	1,875	3,185,423
	2 県補助金	2,733,421	373,231	3,106,652
18 寄 附 金		4	325,030	325,034
	1 寄附金	4	325,030	325,034
19 繰 入 金		2,213,851	2,527,059	4,740,910
	2 基金繰入金	1,991,580	2,527,059	4,518,639
20 繰 越 金		650,000	366,736	1,016,736
	1 繰越金	650,000	366,736	1,016,736
21 諸 収 入		6,519,089	36,510	6,555,599
	5 雑入	1,085,106	36,510	1,121,616
22 市 債		10,784,800	749,000	11,533,800

	1 市債	10,784,800	749,000	11,533,800
歳 入	合 計	117,343,000	5,332,140	122,675,140

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 767,820	千円 580	千円 768,400
	1 議会費	767,820	580	768,400
2 総 務 費		15,315,286	33,665	15,348,951
	1 総務管理費	13,466,675	33,665	13,500,340
3 民 生 費		42,075,958	1,629,135	43,705,093
	1 社会福祉費	19,182,373	1,523,165	20,705,538
	2 児童福祉費	13,373,077	101,580	13,474,657
	3 生活保護費	9,470,173	1,890	9,472,063
	5 災害救助費	2,350	2,500	4,850
4 衛 生 費		7,974,008	639,592	8,613,600
	1 環境衛生費	461,506	8,400	469,906
	2 保健所費	1,508,877	100,892	1,609,769
	3 清掃費	3,954,828	530,000	4,484,828
	4 病院費	1,141,730	300	1,142,030
6 農 林 水 産 業 費		2,128,248	62,536	2,190,784
	1 農 業 費	1,302,814	62,536	1,365,350
7 商 工 費		6,598,175	40,199	6,638,374
	1 商工費	6,598,175	40,199	6,638,374
8 土 木 費		12,638,747	1,112,405	13,751,152
	2 道路橋りょう費	3,120,426	593,954	3,714,380
	3 河川費	121,490	40,100	161,590
	5 都市計画費	3,493,479	478,351	3,971,830
9 消 防 費		3,631,335	4,800	3,636,135

	1 消防費	3,631,335	4,800	3,636,135
10 教育費		10,141,826	1,809,228	11,951,054
	1 教育総務費	2,136,262	7,139	2,143,401
	5 社会教育費	1,761,072	1,500	1,762,572
	6 保健体育費	527,932	148,500	676,432
	8 大学費	803,086	1,652,089	2,455,175
歳 出	合 計	117,343,000	5,332,140	122,675,140

第2表 継続費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	3 清掃費	溶大 融規 施模 改修 設業	2,167,000	平成25年度	530,000
				平成26年度	819,000
				平成27年度	818,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
秋田県総合防災情報システム整備事業負担金	平成25年度～平成26年度	4,827

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	1,947,600	4,300	1,951,900			
道路橋りょう費	408,800	232,600	641,400			
街路事業費	288,600	95,200	383,800			
公園整備費	77,800	97,900	175,700			
社会福祉費	—	54,000	54,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
清掃費	—	265,000	265,000			
計	10,784,800	749,000	11,533,800			

平成25年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)

平成25年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算(第1号)

は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,834千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,375千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 106,383	千円 11,223	千円 117,606
	1 繰入金	106,383	11,223	117,606
7 県支出金		0	5,611	5,611
	1 県補助金	0	5,611	5,611
歳 入 合 計		343,541	16,834	360,375

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 27,030	千円 16,834	千円 43,864
	1 地方卸売市場施設整備費	27,030	16,834	43,864
歳 出 合 計		343,541	16,834	360,375

平成25年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）
平成25年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,990千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ472,810千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰入金		千円 371,785	千円 3,990	千円 375,775
	1 繰入金	371,785	3,990	375,775
歳 入 合 計		468,820	3,990	472,810

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 387,377	千円 3,990	千円 391,367
	1 総務管理費	387,377	3,990	391,367
歳 出 合 計		468,820	3,990	472,810

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
動物園入園者動向調査経費	平成25年度～平成26年度	2,835

平成25年度秋田市一般会計補正予算(第2号)
平成25年度秋田市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,646千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,699,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 6,933,553	千円 12,000	千円 6,945,553
	2 県補助金	3,106,652	12,000	3,118,652
20 繰越金		1,016,736	12,646	1,029,382
	1 繰越金	1,016,736	12,646	1,029,382
歳 入 合 計		122,675,140	24,646	122,699,786

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 衛生費		千円 8,613,600	千円 24,646	千円 8,638,246
	2 保健所費	1,609,769	24,646	1,634,415
歳 出 合 計		122,675,140	24,646	122,699,786

秋田市告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20931	広面屋敷田8号線	広面字屋敷田36番3地先	
		広面字屋敷田32番3地先	
20934	手形十七流25号線	手形字十七流34番25地先	
		手形字十七流34番19地先	

20935	手形十七流26号線	手形字十七流34番10地先	
		手形字十七流34番19地先	
60728	豊岩石田坂1号線	豊岩石田坂字上野174番19地先	
		豊岩石田坂字上野209番3地先	

2 縦覧期間

平成25年6月27日から同年7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
20931	広面屋敷田 8 号 線	広面字屋敷田36番 3 地先		
		広面字屋敷田31番 8 地先		
20969	手形十七流 27 号 線	手形字十七流34番10地先		
		手形字十七流34番 9 地先		
20970	手形十七流 28 号 線	手形字十七流32番 4 地先		
		手形字十七流34番18地先		
30862	保戸野桜町 19 号 線	保戸野桜町 9 番 1 地先		
		保戸野桜町 9 番 5 地先		
30863	金 砂 町 6 号 線	保戸野金砂町234番 2 地先		
		保戸野金砂町622番 1 地先		
41279	サンパーク 27 号 線	飯島新町一丁目162番 2 地先		

		飯島新町一丁目162番 4 地先	
60860	豊岩石田坂 6 号 線	豊岩石田坂字上野229番 地先	
		豊岩石田坂字上野174番 6 地先	

2 縦覧期間

平成25年 6月27日から同年 7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで。

秋田市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項および第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6月27日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	路 線 名	起 点		延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終 点			
市 道	広面屋敷田 8 号線	広面字屋敷田36番 3 地先		112.50	6.00
		広面字屋敷田31番 8 地先			
市 道	手形十七流27号線	手形字十七流34番10地先		108.00	6.00
		手形字十七流34番 9 地先			
市 道	手形十七流28号線	手形字十七流32番 4 地先		72.00	6.00
		手形字十七流34番18地先			
市 道	保戸野桜町19号線	保戸野桜町 9 番 1 地先		46.00	4.00
		保戸野桜町 9 番 5 地先			
市 道	金 砂 町 6 号 線	保戸野金砂町234番 2 地先		113.00	6.00
		保戸野金砂町622番 1 地先			
市 道	サンパーク27号線	飯島新町一丁目162番 2 地先		43.00	4.00
		飯島新町一丁目162番 4 地先			
市 道	豊岩石田坂 6 号線	豊岩石田坂字上野229番地先		416.00	5.00 ~ 7.00
		豊岩石田坂字上野174番 6 地先			

2 区域決定および供用開始の期日

平成25年 6月27日

3 縦覧期間

平成25年 6月27日から同年 7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで

秋田市告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1項および第 2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成25年 6月27日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種 類	旧 新	路 線 名	起 点		総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
			終 点			
市 道	旧	マイタウン 2 号線	秋田市飯島字西袋220番37地先		1,006.40	6.00 ~ 10.50
			秋田市飯島字西袋196番 3 地先			
市 道	新	マイタウン 2 号線	秋田市飯島字西袋220番37地先		1,006.40	6.00 ~ 18.00
			秋田市飯島字西袋196番 3 地先			

- 2 区域変更および供用開始の期日
平成25年6月27日
- 3 縦覧期間
平成25年6月27日から同年7月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成25年6月27日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。
平成25年6月24日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

付議案件
秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙

権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成25年6月2日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

- 1 50分の1の数 5,338人
- 2 3分の1の数 88,953人

秋市選管告示第55号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、平成25年4月7日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

平成25年6月13日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅 原 弘 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類
平成25年4月7日執行 秋田市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
18,600,000円
- 3 報告書の要旨
別紙のとおり

候補者氏名	穂積 志	所属党派	無所属	期間 2月8日から 4月16日まで 第1回分
出納責任者氏名	速水 明			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職業)	(寄付額)	人件費	645,000円
ばっけの会		300,000円	家屋費	3,973,002
秋田県医師連盟		3,000,000	選挙事務所費	3,925,582
秋田市歯科医師連盟		200,000	集会会場費	47,420
秋田県薬剤師連盟		100,000	通信費	0
石田 隆一	自営業	70,000	交通費	0
田中 浩行	自営業	70,000	印刷費	638,503
浅野 克紀	会社役員	70,000	広告費	1,834,539
松本 良悦	農業	10,000	文具費	67,081
			食糧費	173,000
			休泊費	0
			雑費	136,185
その他の寄附		0		
その他の収入		5,000,000		
今回計		8,820,000	今回計	7,467,310
総計		8,820,000	総計	7,467,310

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	116,800円
	ポスターの作成	521,703円

報告書受理年月日	平成25年4月19日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	穂積 志	所属党派	無所属	期間 4月17日から 5月13日まで
出納責任者氏名	速水 明			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額) 円	人 件 費	
			家 屋 費	0円
			選挙事務所費	1,202,460
			集会会場費	1,202,460
			通 信 費	0
			交 通 費	335,284
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	420,000
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
				530,219
その他の寄附		0	今 回 計	2,487,963
その他の収入		496,770	前 回 計	7,467,310
今 回 計		496,770	総 計	9,955,273
前 回 計		8,820,000		
総 計		9,316,770		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	116,800円
	ポスターの作成	521,703円

報告書受理年月日	平成25年 5月15日	第2回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	寺田 学	所属党派	無所属	期間 3月18日から 4月22日まで
出納責任者氏名	赤穂 祥之			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額)	人 件 費	
枝野 幸男	衆議院議員	300,000円	家 屋 費	605,000円
菅 直人	衆議院議員	150,000	選挙事務所費	753,713
前原 誠司	衆議院議員	150,000	集会会場費	632,713
泉 健太	衆議院議員	75,000	通 信 費	121,000
寛政会	政治団体	75,000	交 通 費	127,125
三日月 大造	衆議院議員	50,000	印 刷 費	56,280
民主党愛知県第3区	政治団体	50,000	広 告 費	824,368
総支部			文 具 費	20,137
平成新政策研究会	政治団体	50,000	食 糧 費	156,133
中川 正春	衆議院議員	30,000	休 泊 費	0
大畠 章宏	衆議院議員	30,000	雑 費	43,849
古川 元久	衆議院議員	30,000		
藤本 祐司	参議院議員	30,000		
田嶋 要	衆議院議員	15,000		
山井和則事務所	政治団体	15,000		
衆議院議員篠原孝全	政治団体	15,000		
国後援会				
松本 剛明	衆議院議員	15,000		
海江田 万里	衆議院議員	15,000		
長島昭久を育てる会	政治団体	15,000		

その他の寄附	17件	242,000		
その他の収入		3,000,000		
今 回 計		4,352,000	今 回 計	4,344,177
総 計		4,352,000	総 計	4,344,177

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	116,800円
	ポスターの作成	541,450円

報告書受理年月日	平成25年4月22日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	寺 田 学	所属党派	無所属	期間 4月23日から 5月23日まで 第2回分
出納責任者氏名	赤 穂 祥 之			

収入			支出	
主たる寄附			人 件 費	0円
(氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	0
		円	選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通 信 費	187,394
			交 通 費	0
			印 刷 費	0
			広 告 費	0
			文 具 費	0
			食 糧 費	0
			休 泊 費	0
			雑 費	0
その他の寄附		0		
その他の収入		0		
今 回 計		0	今 回 計	187,394
前 回 計		4,352,000	前 回 計	4,344,177
総 計		4,352,000	総 計	4,531,571

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	116,800円
	ポスターの作成	541,450円

報告書受理年月日	平成25年5月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	佐々木 良 一	所属党派	日本共産党	期間 3月28日から 4月9日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴 木 サキ子			

収入			支出	
主たる寄附			人 件 費	35,000円
(氏名、団体名)	(職 業)	(寄付額)	家 屋 費	70,000
日本共産党秋田地区	政党	934,734円	選挙事務所費	70,000
委員会			集会会場費	0
嶋田 宗雄	無職	35,000	通 信 費	0
			交 通 費	0
			印 刷 費	720,750
			広 告 費	126,340
			文 具 費	0
			食 糧 費	15,271
			休 泊 費	0
			雑 費	2,373

その他の寄附	0		
その他の収入	0		
今回計	969,734	今回計	969,734
総計	969,734	総計	969,734

支出のうち公費負担相当額	項	目	金額
		ビラの作成	0円
		ポスターの作成	0円

報告書受理年月日	平成25年4月10日	第1回報告分
----------	------------	--------

秋市選管告示第56号

平成25年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第2項の規定により読み替えて適用される法第48条の2第1項の規定に基づき次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第3項の規定により告示する。

平成25年6月24日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫

- 所在地
秋田市山王一丁目2番34号
- 期日前投票所の名称
秋田市選挙管理委員会

秋市選管告示第57号

平成25年7月21日執行予定の参議院秋田県選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成25年6月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 菅原弘夫
(次のよう略)

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

平成25年6月21日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年6月14日

秋田市農業委員会会長 佐々木吉秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（4件）
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 非農地証明申請に関する件（2件）
- 競（公）売等適格証明申請に関する件
- 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件
- 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件
- 秋田市農業委員の辞任について同意を求める件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成25年6月4日

秋田市上下水道事業管理者 中野鋼一

- 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
天喜建設株式会社	天野重喜	男鹿市脇本脇本字大石館69番地1

- 指定年月日

平成25年5月29日

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

平成25年6月4日

秋田市上下水道事業管理者 中野鋼一

- 指定排水設備工事事業者の指定

指定工事事業者	代表者	所在地
天喜建設株式会社	天野重喜	男鹿市脇本脇本字大石館69番地1

- 指定年月日

平成25年5月29日

秋田市上下水道局告示第30号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

秋田市上下水道事業管理者 中野鋼一

- 供用および下水の処理を開始すべき年月日

平成25年6月30日

- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市八橋本町六丁目12番15号
- 7 縦覧の期間
平成25年 6月16日から同月29日まで（土曜日および日曜日を除く、午前 8時30分から午後 5時15分まで）

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施するジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月 3日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
稲 見 育 大	秋田市川元浜丘町 4 番30号 市立秋田総合病院

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施するヒトパピローマウイルス感染症の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月 3日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
及 川 光 平	秋田市飯島新町三丁目 1 番20号 及川病院

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づき実施する日本脳炎の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 6月 4日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
堂 北 忍	秋田市將軍野南一丁目10番55号 佐藤内科医院

秋田市公告

次のとおり秋田市新庁舎建設地中熱利用設備工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成25年 6月11日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は、共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 他工 第10号
- (3) 工 事 名 秋田市新庁舎建設地中熱利用設備工事
- (4) 工 事 場 所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
- (5) 工 事 概 要 融雪用地中熱利用設備工事
ポアホール 25孔
ヒートポンプ、循環ポンプ、配管工事等
空調用地中熱利用設備工事
基礎杭利用熱交換器設置 36箇所
ヒートポンプ、循環ポンプ、配管工事等
- (6) 工 事 期 限 平成27年 8月31日(月)
- (7) 予 定 価 格 207,290,000円（消費税別）
- (8) 開 札 予 定期日 平成25年 7月 3 日(水)
- (9) 仮契約予定期日 平成25年 7月 5 日(金)
- (10) 本 契 約 秋田市議会の議決を得たとき。
- (11) 注 意 事 項

- ア この入札は、電子入札により執行する。
 - イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 入札執行回数は、1 回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。
- #### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 共同企業体に関する事項
 - ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者 2 社による自主結成とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。
 - (2) 共同企業体の構成員に関する事項
 - ア 代表者要件
 - (ア) 公告日時において、秋田市の管工事 A 級に等級格付されていること。
 - (イ) 管工事業における特定建設業の許可を有すること。
 - (ロ) 管工事業の許可を有しての営業年数が 6 年以上であること。
 - (ニ) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
 - (ホ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格

停止期間中の者でないこと。

- イ 代表者以外の構成員要件
- (ア) 公告日時において、秋田市の管工事A級に等級格付されていること。
- (イ) 管工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。
- (ウ) 管工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。
- (エ) 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成25年6月17日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(様式1)
- イ 特定建設工事共同企業体協定書(様式2)の写し
- ウ 施工実績調書(管工事について元請けとしての施工実績を記載すること。また、共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと(様式3)。)
- エ 配置予定技術者調書(共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと(様式4)。)
- オ 誓約書(様式5)
- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成25年6月11日(火)から同月17日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市総務部契約課工事契約担当
- ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 市長が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者宛てに指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年6月25日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。
- (4) 入札は、電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成25年6月25日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、同年7月4日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
- (2) 販売店 公益財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電 話 018-863-2581

F A X 018-863-6556

- (3) 販売期間 平成25年6月11日(火)から同月26日(水)までの販売店の営業時間内
- (4) 設計図書の販売価格 1式 23,200円(設計書400円、図面22,800円)(税込み)(CD-ROM有(1枚1,000円))
- (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成25年6月26日(水)までにFAXで販売店へ申し込むこと。
- (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
- (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である(無料)。
- (8) 閲覧期間 平成25年6月11日(火)から同年7月2日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
- (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
- (4) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則(昭和48年秋田市規則第12号)第31条の規定に基づき、公告する。

平成25年6月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市土崎港北七丁目5番65号
株式会社いとう不動産
代表取締役 伊 藤 博
- 2 道路位置指定箇所
秋田市飯島松根東町1番74
- 3 道路幅員 5.00~5.01メートル
- 4 道路延長 31.97メートル
- 5 指定年月日および番号
平成25年6月12日 第3号

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成25年6月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名(業務内容については、仕様書参照)
秋田市太平山自然学習センター電話交換機等賃貸借

(2) 業務内容

電話交換機、電話機器、ファクシミリ等の賃貸借や機器の保守ほか（別紙仕様書（省略）のとおり）

(3) 設置期限

平成25年7月31日(休)

(4) 設置場所

秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(5) 賃貸借契約期間

平成25年8月1日から平成30年7月31日（60ヶ月）

(6) 入札参加資格

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

ウ 秋田市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ 業務を遂行するための各種法令に基づく許可を受けていること。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 本市に係わる全ての業務内容を履行できること。

キ 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。

ク 電話交換機等賃貸借（保守管理含む。）契約に実績があること。

ケ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年7月4日(休)午後1時30分

(2) 入札の場所 秋田市太平山自然学習センター会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成25年7月4日(休)から同月10日(休)までの間

(5) 入札時の注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税の含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成25年6月13日(休)から同月20日(休)までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所

秋田市太平山自然学習センター「まんだらめ」（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）

(3) 参加申込書

秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入

手のこと。

(4) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 保守管理体制調書（様式3）

エ 電話交換機等賃貸借（保守管理含む。）契約をした実績を証明できる契約書などの写し。

オ 納税証明書（秋田市に納税していること。）

(ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

(5) 申込書等の提出

申込書等は持参による（郵送又は電送によるもの等は不可）。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成25年6月27日(休)までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター「まんだらめ」
電話 018-827-2171

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成25年6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンデー秋田土崎店
所在地 秋田市土崎港相染町字家の下37番地1

(3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名

変更前 株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下 直行
変更後 株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗

- (4) 変更年月日 平成25年 3月22日
- (5) 変更理由 代表取締役交代のため
- 2 届出年月日 平成25年 6月10日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成25年 6月13日から同年10月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社メガネセンター 代表取締役 福王 進
宮城県仙台市泉区中央一丁目23番地の 5
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンデー秋田御野場店
所在地 秋田市仁井田本町五丁目10番 1号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名
変更前 株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下 直行
変更後 株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗
- (4) 変更年月日 平成25年 3月22日
- (5) 変更理由 代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成25年 6月10日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成25年 6月13日から同年10月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、

次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

平成25年 6月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社マルダイ 代表取締役 大高 俊平
秋田市牛島東五丁目 3番26号
株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 八橋ショッピングセンター
所在地 秋田市八橋大道東 1番 6号 外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者ならびに小売業を行う者の名称および代表者の氏名
変更前 株式会社サンデー 代表取締役社長 宮下 直行
変更後 株式会社サンデー 代表取締役社長 川村 暢朗
- (4) 変更年月日 平成25年 3月22日
- (5) 変更理由 代表取締役交代のため

2 届出年月日 平成25年 6月10日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
- (2) 縦覧期間 平成25年 6月13日から同年10月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成24年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年 6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	18	9	5	0	3	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0

固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
計	18	9	5	0	3	0	1

- 2 訂正請求および利用停止請求の処理状況
訂正請求および利用停止請求件数 0件
- 3 不服申立ての処理状況
不服申立て件数 0件

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成24年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成25年 6月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市長	49	7	41	0	1	0	0
教育委員会	14	4	10	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	2	1	1	0	0	0	0
消防長	2	1	1	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
計	67	13	53	0	1	0	0

- 2 不服申立て処理状況
不服申立て件数 0件

秋田市公告

次のとおり総合窓口支援システムの構築についてプロポーザルを実施するので公告する。

平成25年 6月17日

秋田市長 穂 積 志

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名
総合窓口支援システム構築業務
- (2) 業務の概要
平成27年9月供用開始予定の秋田市役所新庁舎において、限られたスペースの中で、本市総合窓口の整備方針に基づく

コンセプトやイメージを生かした総合窓口の整備を図るため、総合窓口の業務情報プラットフォームとして支援システムを構築するもの

- (3) 調達案件の特質等
総合窓口支援システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領および総合窓口支援システム構築業務委託仕様書による。
- (4) 履行場所
秋田市役所（新庁舎）市民課および関係各課
- (5) 履行期限
契約の日から平成27年8月31日まで
- (6) 参加資格
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
イ 参加表明書および企画提案書の提出期限において、本市の指名停止の措置を受けていないこと。
ウ 秋田市内に本店、支店、営業所又は代理店契約を締結した提携業者があり、障害時等に迅速に対応できること。
エ 過去に本業務の内容と同種又は類似業務の実績を有すること。
オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある法人等でないこと。

2 総合窓口支援システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領等の配布

- (1) 配布期間
平成25年6月18日(火)から同月26日(水)までの午前9時から午後4時までとする。郵便による依頼は受け付けない。
- (2) 配布場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課
- (3) 配布書類
ア 総合窓口支援システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領
イ 総合窓口支援システム構築業務委託仕様書
ウ 参加表明提出様式 一式
エ 質問書
オ 企画提案提出様式 一式

3 参加申込みに関する事項
参加希望者は、必要書類を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出書類
参加表明提出様式 一式
- (2) 受付期限
平成25年6月27日(木)午後5時15分まで
- (3) 提出場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。

4 企画提案書の提出に関する事項

- (1) 提出期間
平成25年7月3日(水)から同月17日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 提出場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市市民生活部市民課
- (3) 提出方法
持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類が全て揃っていない場合は、無効とする。
- 5 企画提案の選定に関する事項
評価基準に基づき当該業務委託の審査委員会で各委員による評価および審査により選定を行う。
- 6 その他
 - (1) 申込書等の作成に係る全ての経費は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された書類は返却しない。
 - (3) その他詳細は、総合窓口支援システム構築業務委託公募型プロポーザル実施要領および総合窓口支援システム構築業務委託仕様書による。
- 7 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部市民課
電話番号 018-866-8958 (直通)

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年6月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
キャンパスタウン自由が丘地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市下新城中野字街道端西の一部
- 3 施行者の氏名
アイホームプラザ株式会社 代表取締役 渡部久志
- 4 施行認可の年月日
平成12年12月6日
- 5 事業施行期間
平成12年12月6日から平成25年11月30日まで
- 6 終了認可の年月日
平成25年6月19日

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名	介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借
(2) 仕様書	別紙(省略)のとおり
(3) 履行場所	秋田市八橋南一丁目8番3号(秋田市保健所)
(4) 履行期間	平成25年8月1日から平成30年7月31日まで
(5) 入札参加要件	① 介護予防健康相談教育事業用パソコン等納入設置および賃貸借に関し、過去5年間に市、県、国(公団等を

含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

- ② 秋田市に本社、支店又は営業所を有していること。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- ⑤ 本契約において、賃貸借契約を行えること(本契約に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率について覚書等を締結している場合も可。)
- ⑥ 租税の滞納がないこと。

(6) 入札参加申込み

受付期間	平成25年6月20日(木)から同年7月3日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
受付場所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健予防課健康づくり担当

(7) 指名(非指名)通知
平成25年7月9日(水)までにFAXで通知する。

(8) 入 札

日 時	平成25年7月19日(金)午前9時30分
場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所 1階中会議室
入札保証金	免除

(9) 契 約 日
落札日から平成25年7月25日(水)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成25年7月3日(水)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去5年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し

ウ 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合に提出すること。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約書(覚書等)を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。

エ 納税証明書(写し可)

(ア) 消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税(平成24年度分)

※ 消費税・市民税は、直近の営業年度で、発行後3か月以内のものを提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市民口座振替済のお知らせ

せ」の提出でも可
 オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
 カ 上記アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。
 キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について
 ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
 ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について
 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 ウ 開札の結果、落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 エ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成25年6月20日(木)から同年7月3日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
 (2) 閲覧場所 秋田市保健所2階 保健予防課健康づくり担当

4 その他
 (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書は、返却しない。
 (3) 申込書の提出に関する問合せ先
 秋田市保健所保健予防課健康づくり担当
 電話 018-883-1178

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成25年4月4日付け秋田市指令第1659号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市仁井田字大野163番地6
井上正也
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野124番1の内、163番8および850番の内

秋田市公告

公益社団法人全国市有物件災害共済会の平成24年度事業経営状況（平成24年11月1日から平成25年3月31日まで）について、地

方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年6月27日

秋田市長 穂 積 志

1	年度末現在会員数	681市
2	建物総合損害共済 共済責任額	1,707,950,080,000円
	分担金収益	96,284,383円
	支払共済金	2,711,344,248円
3	自動車損害共済 分担金収益	76,962,253円
	支払共済金	973,352,719円
4	正味財産の増減	
(1)	一般正味財産の増減	
	経常利益	
	特定資産運用益	190,307,266円
	相互救済・防災事業収益	4,997,246,636円
	会館事業収益	1,230,543,577円
	保険手続収益	6,460,986円
	その他	3,737,008円
	経常収益計	6,428,295,473円
	経常費用	
	相互救済・防災事業費用	5,166,144,784円
	会館事業費用	1,297,505,109円
	保険手続事業費用	11,702,133円
	管理費	82,750,002円
	経常費用計	6,558,102,028円
	経常増減額	-129,806,555円
	経常外費用	
	固定資産除却損	5,061,517円
	経常外費用計	5,061,517円
	経常外増減額	-5,061,517円
	当期一般正味財産増減額	-134,868,072円
	一般正味財産期首残高	64,910,909,232円
	一般正味財産期末残高	64,776,041,160円
(2)	指定正味財産の増減	
	当期指定正味財産増減額	0円
	指定正味財産期首残高	0円
	指定正味財産期末残高	0円
(3)	正味財産期末残高	64,776,041,160円

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年6月28日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

仁井田浄水場更新に関する基本検討業務委託について、簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年 6月 3日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 業務概要

(1) 業務名

仁井田浄水場更新に関する基本検討業務

(2) 業務内容

仁井田浄水場更新に関する基本検討

(3) 履行期限

平成26年 3月20日

2 参加資格

入札参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に本市と契約を締結できる営業所等を有していること。
- (3) 秋田市総務部契約課に土木関係建設コンサルタント業務上水道および工業用水道部門に登録されていること。
- (4) 過去10年間に於いて、水道事業の基本計画策定業務の実績があること。
- (5) 過去10年間に於いて、水道施設の処理能力が10,000m³/日以上浄水場における浄水施設の基本検討又は実施設計業務の実績があること。
- (6) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。
- (7) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 技術士（上下水道部門。選択科目は上水道および工業用水道）の資格を有する者を管理技術者（※1）、技術士（総合監理部門。選択科目は上水道および工業用水道）の資格を有する者を照査技術者（※2）として、それぞれ配置できること。また、担当技術者（※3）（土木、建築および設備）をそれぞれ配置できること。
- (10) 管理技術者および照査技術者は、応募者の組織に所属していること。
- (11) 管理技術者、照査技術者および各担当技術者の手持業務について、携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約のものも含む。）が、原則として3件未満であること。
- (12) 各担当技術者は、応募者又は協力事務所が、他の応募者の協力事務所となっていないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、設計業務等の技術上の管理および統括等を行う者で、受託者が定めたものをいう。ただし、「照査技術者」および「担当技術者」と兼ねることはできない。

※2 「照査技術者」とは、発注者が仕様書において照査技術者による照査を定める場合に、設計書に定める業務又は監査員が指示する業務の項目ごとにその成果の確認を行うものをいう。ただし、「管理技術者」および「担当技術者」と兼ねることはできない。

※3 「担当技術者」とは、管理技術者の下で、土木、建築、設備等の業務分野（※4）ごとに、その業務を担

当する者（協力会社の技術者を含む。）で、受託者が定めたものをいう。ただし、「管理技術者」および「照査技術者」と兼ねることはできない。

※4 業務分野は、次の表による。

業務分野	業 務 内 容
土 木	浄水施設の基本検討
建 築	建築施設の基本検討
設 備	電気設備および機械設備の基本検討

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書により、次に掲げる経験および能力を選定するための基準とする。

- (1) 専門分野の技術者資格
- (2) 同種、類似又はその他業務の実績
- (3) 経験年数
- (4) 受賞歴
- (5) 過去の同種又は類似業務実績の技術的評価

4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 経験および能力
- (2) 取組意欲
- (3) 業務実施方針
- (4) 課題に対する提案
- (5) その他自由提案
- (6) 提案見積りに関する事項

5 手続等

- (1) 担当事務局 〒010-0973 秋田市八橋本町六丁目12番15号
秋田市上下水道局総務課
TEL 018-823-8434 FAX 018-824-7414
E-mail : ro-wtmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領等の交付期間、方法および場所

ア 交付期間 平成25年 6月 3日(月)から同月13日(木)まで

イ 交付方法 各種関係資料については、秋田市上下水道局ホームページからのダウンロードを原則とする。なお、担当事務局においても来局者に窓口配布する（ただし、窓口配布は、土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。）。

秋田市上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/default.htm>

ウ 交付場所 上記(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所および方法

ア 提出期限 平成25年 6月13日(木) 午後5時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。）によること。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所および方法

ア 提出期限 平成25年 7月12日(金) 午後5時

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着のこと。）によること。

(5) ヒアリングの実施

ア 実施日 平成25年 7月18日(木)を予定

イ 場 所 秋田市上下水道局庁舎内

6 その他

- (1) 契約保証金 契約時に業務完了保証人を付することとし、契約保証金は、免除する。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (5) 詳細は、「仁井田浄水場更新に関する基本検討業務委託に係る簡易公募型プロポーザル実施要領」による。
- (6) 特定した技術提案書の提案書は、特定者として速やかに公表する。

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月7日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第8号 豊岩沈砂池 上屋防水修繕	秋田市豊岩 豊巻字下川 原161番地 7	平成25年 10月4日	防水工事A級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「防水工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から防水工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年6月19日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年6月21日(金)
- (5) 注意事項
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月18日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年6月19日(水)から同月20日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月7日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第9号 雄和高区、 平尾鳥配水 池建物修繕	秋田市雄和 椿川字小友 沢地内、秋 田市雄和平 尾鳥字小平 96-22	平成25年 10月10日	建築一式工事C1級 (基本的要件につ ては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「建築一式工事C1級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から建築一式工事C1級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成25年6月19日(水) 午前10時20分

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成25年6月21日(金)

(5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あると

きは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月18日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土

曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年6月19日(水)から同月20日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）

イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月7日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 銅 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第10号 豊岩浄水場 沈澱池汚泥 掻寄機修繕	秋田市豊岩 豊巻字上野 164地内	平成26年 2月28日	機械器具設置工事A 級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事A級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年6月19日(水) 午前10時40分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年6月21日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月18日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年6月7日(金)から同月18日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年6月19日(水)から同月20日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月14日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号 ・委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第69号 送・配水幹線 付属設備保守 点検業務委託	秋田市仁井 田字新中島 地内外118 箇所	平成25年 11月29日	水道施設工事A級 (基本的要件につ いては、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から水道施設工

事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

カ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年6月26日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年6月28日(金)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年6月25日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年6月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
 - (1) 閲覧期間は、平成25年6月14日(金)から同月25日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
 - (1) 落札候補者は、平成25年6月26日(水)から同月27日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年6月19日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一
賦課対象区域

泉三嶽根（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局水道料金等徴収業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一
1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
秋田市上下水道局水道料金等徴収業務委託
- (2) 委託業務の区域
委託区域は、秋田市全域および秋田市上下水道局が定めた区域とする。
- (3) 委託業務の範囲
 - ア 受付業務
 - イ 収納業務
 - ウ 滞納整理業務

エ 電子計算処理業務

オ その他アからエまでに附帯する業務で、秋田市上下水道局が必要に応じ指示する業務

(4) 委託業務の期間

委託業務の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から業務委託開始までの期間は、研修および業務開始準備期間とし、期間内の日程および内容については、甲と乙の協議によるものとする。

(5) 本件委託業務に係る委託料の上限額

当該委託に係る委託料の上限額は、888,000,000円とする（平成26年4月1日から平成31年3月31日までにおける5箇年の合計額とする。消費税および地方消費税を除く。）。

この金額は、契約金額等を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

2 提案見積金額

提案見積金額は、委託業務全体の5年間に要する費用を積算して、総額と各年度の内訳も併せて記入し、提出すること。

提案見積金額は別に定める提案見積書（様式第6号）に明記して提出すること。

提案見積書および積算内訳書（様式第15号）は、業務提案書とは別に封かんの上、業務提案書と一緒に提出すること。

3 契約の保証

受託者は、本件委託契約の締結に当たり、次の各号のいずれかを本件委託契約の保証として付すこと。

ただし、受託者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。

- (1) 契約保証金の納付（契約金額の100分の10以上）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 本件委託契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行の保証
- (4) 本件委託契約による債務の不履行により生じる損害を補填する履行補償保険契約の締結

4 プロポーザルの参加資格

徴収業務委託のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 代表者、役員、支店長等の相当の地位ある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。
- (6) 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (7) 常時雇用関係があり、かつ、公共料金徴収業務について実

務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。

- (8) 全国で給水人口5万人以上の水道事業体において、料金徴収業務等の受託実績があり、当該業務委託の目的を達成するために必要な数の従事者を配置できる者であること。
 - (9) プライバシーマーク又はISMSの情報セキュリティ関連認証を取得していること。
 - (10) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。
 - ア 共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。
 - イ 各構成員の出資比率は、代表者が出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とすること。
 - ウ 全ての構成員は(1)から(6)までの条件を満たす者であること。
 - エ (7)から(9)までの条件を満たす構成員がいること。
 - オ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
 - カ 共同企業体の構成員は、単独および他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。
- 5 参加申込手続等
- (1) 参加表明書は、秋田市上下水道局ホームページからダウンロードすること。
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/default.htm>
 - (2) プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加表明事業者」という。）は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に必要書類を添付の上、期限までに提出すること。
 - (3) 参加表明書に必要とする提出書類
 - ア 会社概要関係書類
 - (イ) 資本金、所在地、業務案内、従業員数、社歴、個人情報保護の取組内容等が確認できるもの
 - (イ) 法人登記簿謄本の写し（参加表明書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）
 - イ 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの

 - (イ) 就業規則
 - (イ) 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書
 - ウ 必要資格関係書類

業務責任者の候補者が資格要件を満たすことを証明できるもの
 - エ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し
 - オ 類似業務受託実績表（様式第2号）
 - カ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類
 - キ 租税に滞納がないことを証明する書類（各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、秋田市納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。）
 - (イ) 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税
 - (イ) 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期のみまでの直近4期分。ただし、秋田市で事業

を行っている固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を最新年度1年分について提出すること。）

ク 委託業務共同企業体協定書（様式第3号）

3社以内の企業が構成員として参加する場合は、提出すること。

(4) 提出期間

参加表明書等の提出期間は、平成25年6月21日(金)午前9時から同年7月9日(火)午後5時までとする。

(5) 提出先

秋田市上下水道局お客様センター

(6) 提出方法

持参を原則とする。

(7) プロポーザルの途中辞退

参加表明事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第14号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。

(8) 参加資格審査結果の通知

参加表明事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号）で通知し、併せて参加資格を有することが確認された参加表明事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザル参加要請書（様式第5号）を送付する。

6 プロポーザル実施に関する説明会

本件プロポーザル実施に当たって説明会を実施する。

(1) 実施日時および場所

平成25年6月25日(火) 午前9時30分

秋田市上下水道局 川尻庁舎 別館2階会議室

(2) 説明会の内容

ア 委託業務概要（業務目的、内容等）の説明

イ 募集要領（業務提案書の作成、留意事項等）の説明

(3) 参加人数

参加人数は、2名以内とする。

7 資料の閲覧

プロポーザルへの参加事業者に対し、日時を指定し、業務提案書および提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を実施する。

なお、指定期間以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。

(1) 実施日時

プロポーザル参加要請書に記載した日時

(2) 参加人数

各参加事業者3名以内

8 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、期間内に提出すること。

(1) 提出期間

提案書等の提出期間は、平成25年8月1日(木)午前9時から同月8日(水)午後5時までとする。

(2) 提出場所

秋田市上下水道局お客様センター

(3) 提出方法

提出方法は、参加事業者による持参とする。

(4) 提出部数

ア 業務提案書

正本1部、副本7部

イ 提案見積書（様式第6号）および積算内訳書（様式第15号）

1部

ウ プレゼンテーションおよびヒアリング出席者報告書（様式第7号）

1部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること（様式第8号から8-17号）。

ア 会社概要および財務状況（直近3箇年の会計年度における貸借対照表および損益計算書）

イ 受託実績

ウ 業務体制および業務執行計画

エ 受付業務に対する考え方

オ 収納業務に対する考え方

カ 滞納整理業務に対する考え方

キ 電子計算処理業務に対する考え方

ク 個人情報保護に対する考え方

ケ 社員への研修体制に対する考え方

コ 地域貢献（地元経済、地元雇用等）に対する考え方

サ 地域防災、災害、緊急時等危機管理に対する考え方

シ その他の業務提案

(6) 業務提案書の作成形態

ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第8号）を使用し、事業者名（正本にのみ記載）、提出日付および業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁には頁番号を記入し、提出部数ごとにつづり、提出すること。

イ 業務提案書の作成に当たっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左つづりで作成し、正本1部、副本7部を提出すること。

ウ 電子記憶媒体での提出は認めない。

(7) 注意事項

業務提案書（副本）に事業者名は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。

(8) 提案見積書

提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出すること。

(9) その他

ア 提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。

イ 提出された提案書等は返却しない。

ウ 秋田市上下水道局が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

エ 提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属する。

オ 提出された書類は、必要な場合において複製を作成することがある。

9 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

(1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書（様式第9号）により質問内容を、電子メールで提出すること。

(2) 提出期間は、7月1日(月)午前9時から同月16日(火)午後5時までとする。

(3) 質問に対する回答については、参加事業者に、電子メール

により随時行うものとする。電話および口頭による個別の対応は行わない。

10 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施

提案書等が提出された後、審査委員会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時および場所

プレゼンテーションおよびヒアリング参加要請書（様式第10号）により通知する。

(2) 実施時間

プレゼンテーションは各事業者40分以内とする。プレゼンテーション終了後にヒアリングを20分程度行う。

(3) 実施方法

自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。参加事業者が判明するものは除くこと。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーンおよびエプソンプロジェクター（EMP-74）以外は参加事業者において用意すること。

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している5名までとする。

出席者の役職および氏名をプレゼンテーションおよびヒアリング出席者報告書（様式第7号）に記入し、提案書とともに提出すること。

11 選定結果の通知

(1) 最終受託候補者に決定した事業者には、プロポーザル選定結果通知書（様式第11号）を送付する。

(2) 最終受託候補者に選定されなかった事業者には、プロポーザル非選定結果通知書（様式第12号）を送付する。

(3) 審査の結果、選定されなかった事業者は、結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果について書面により説明を求めることができる。

提出方法は、持参、郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリで受け付ける（様式は問わない。）。ただし、当該事業者の合計評価点および順位に限り書面により回答するものとし、審査内容および他の事業者に関する説明要求は認めないものとする。

12 特別目的会社の設立

受託候補者は、別に実施するメーター関連業務および漏水修理等業務委託に係る公募型プロポーザルにより選定された受託候補者と、特別目的会社を設立するものとする。

設立された特別目的会社と基本協定の規定に基づき、契約を締結する。

13 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。

当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合がある。

その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正および公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

14 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件プロポー

ザルの募集要領を遵守することを誓約したものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

15 書類提出先および問合せ先等

(1) 秋田市上下水道局お客様センター

〒010-0945 秋田県秋田市川尻みよし町14番8号

(2) 電話 018-823-8431 ファクシミリ 018-865-3920

(3) 電子メールアドレス ro-wtcc@city.akita.akita.jp

秋田市上下水道局公告

秋田市上下水道局メーター関連業務および漏水修理等業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

秋田市上下水道局メーター関連業務および漏水修理等業務委託

(2) 委託業務の区域

委託区域は、秋田市内全域および秋田市上下水道局が定めた区域とする。

(3) 委託業務の範囲

ア 検針業務

イ 開栓・閉栓業務および精算業務

ウ 調査業務

エ 調定および更正に係る業務

オ メーターの入在庫管理業務

カ 検満メーター取替業務および附帯業務

キ メーター取付・取外業務および故障メーター取替業務

ク 宿日直業務

ケ 漏水修理業務

コ その他アからケまでに附帯する業務で、秋田市上下水道局が必要に応じ指示する業務

(4) 委託業務の期間

委託業務の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。

ただし、契約締結日から業務委託開始までの期間は、研修および業務開始準備期間とし、期間内の日程および内容については、甲と乙の協議によるものとする。

(5) 本件委託業務に係る委託料の上限額

ア 委託料の上限額

当該委託に係る委託料の上限は、810,000,000円とする（平成26年4月1日から平成31年3月31日までにおける5箇年の合計額とする。消費税および地方消費税を除く。）。この金額は、契約金額等を示すものではない。また、提案見積金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

なお、(3)のカ、キおよびケの業務は出来高払とするため、本件の委託料には含まないものとする。

イ 業務の出来高払

(ア) (3)のカ、キおよびケの業務の委託料については、標準設計書に対する見積額による落札比率（5年間共通）により精算するものとする。

(イ) 精算に使用する単価は、秋田市上下水道局の設計単価改正に併せて変更するものとする。

2 提案見積金額

提案見積金額は、委託業務期間の5年間に要する費用を積算して、総額と各年度の内訳も併せて記入し、提出すること。

提案見積金額は別に定める提案見積書（様式第6号）に明記して提出すること。

提案見積書および積算内訳書（様式第15号）は、業務提案書とは別に封かんの上、業務提案書と一緒に提出すること。

3 契約の保証

受託者は、本件委託契約の締結に当たり、次の各号のいずれかを本件委託契約の保証として付すこと。

ただし、受託者が、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除する。

- (1) 契約保証金の納付（契約金額の100分の10以上）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) 本件委託契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行の保証
- (4) 本件委託契約による債務の不履行により生じる損害を補填する履行補償保険契約の締結

4 プロポーザルの参加資格

メーター関連等業務委託のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (3) 秋田県内に本社又は本店を有する者であること。
- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位ある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な保護および管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (8) メーター検針業務を過去に受託した実績を有し、当該業務委託の目的達成に必要な数の従事者を配置できる者であること。
- (9) 検満メーター取替業務を過去に受託した実績を有し、当該業務委託の目的達成に必要な数の従事者を配置できる者であること。
- (10) 常時雇用関係があり、メーター検針業務および検満メーター取替業務について実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。
- (11) 業務責任者は、給水装置工事主任技術者の免状を有する者であること。
- (12) 漏水修理工事に関わる現場代理人のほか配管技能者および土木工事に係る資格者を配置できる者であること。
- (13) 漏水修理業務を過去に受託した実績を有し、当該業務委託の目的達成に必要な数の従事者を配置できる者であること。

(14) 共同企業体で参加する場合は、次の条件を全て満たすこと。

- ア 共同企業体の構成員数は、2又は3社とする。
- イ 各構成員の出資比率は、代表者の出資比率を最大として、最小の出資比率は2社の場合30%以上、3社の場合20%以上とすること。
- ウ 全ての構成員は(1)から(7)までの条件を満たす者であること。
- エ (8)から(13)までの条件を満たす構成員がいること。
- オ 共同企業体の構成員は、委託業務について当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。
- カ 共同企業体の構成員は、単独および他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

5 参加申込手続等

(1) 参加表明書は、秋田市上下水道局ホームページからダウンロードすること。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws/default.htm>

(2) プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加表明事業者」という。）は、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に必要な書類を添付の上、期限までに提出すること。

(3) 参加表明書に添付する必要書類

ア 会社概要関係書類

- (ア) 資本金、所在地、業務案内、従業員数、社歴、個人情報保護の取組内容等（任意）が確認できるもの
- (イ) 法人登記簿謄本の写し（参加表明書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）

イ 労働条件関係書類

- 労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの
- (ア) 就業規則
 - (イ) 労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書

ウ 必要資格関係書類

- 必要資格について確認できるもの
- (ア) 業務責任者の候補者が資格要件を満たすことを証明できる書類
 - (イ) 配管技能者および土木工事に係る資格を有する者がいることを証明できる書類

エ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し等

オ 類似業務受託実績表（様式第2号）

カ 類似業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類

キ 租税に滞納がないことを証明する書類（各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、秋田市納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。）

(ア) 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税

(ロ) 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期のみまでの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を最新年度1年分について提出すること。）

<p>ク 委託業務共同企業体協定書（様式第3号） 3社以内の企業が構成員として参加する場合は、提出すること。</p> <p>(4) 提出期間 参加表明書等の提出期間は、平成25年6月21日(金)午前9時から同年7月9日(火)午後5時までとする。</p> <p>(5) 提出先 秋田市上下水道局お客様センター</p> <p>(6) 提出方法 持参を原則とする。</p> <p>(7) プロポーザルの途中辞退 参加表明事業者は、プロポーザル参加辞退届（様式第14号）の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。</p> <p>(8) 参加資格審査結果の通知 参加表明事業者の参加資格を審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第4号）で通知し、併せて参加資格を有することが確認された参加表明事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザル参加要請書（様式第5号）を送付する。</p> <p>6 プロポーザル実施に関する説明会 本件プロポーザル実施に当たって説明会を実施する。</p> <p>(1) 実施日時および場所 平成25年6月25日(火) 午後1時30分 秋田市上下水道局 川尻庁舎 別館2階会議室</p> <p>(2) 説明会の内容 ア 委託業務概要（業務目的、内容等）の説明 イ 募集要領（業務提案書の作成、留意事項等）の説明</p> <p>(3) 参加人数 参加人数は、2名以内とする。</p> <p>7 資料の閲覧 プロポーザルへの参加事業者に対し、日時を指定し、業務提案書および提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の閲覧を実施する。 なお、指定期間以外の資料閲覧は認めないものとし、当日参加しなかった場合は、資料閲覧の必要がないものと判断する。</p> <p>(1) 実施日時 プロポーザル参加要請書に記載した日時</p> <p>(2) 参加人数 各参加事業者3名以内</p> <p>8 提案書等の提出 参加事業者は、プロポーザルの実施に係る提案書等を作成の上、期間内に提出すること。</p> <p>(1) 提出期間 提案書等の提出期間は、平成25年8月1日(木)午前9時から同月8日(木)午後5時までとする。</p> <p>(2) 提出場所 秋田市上下水道局お客様センター</p> <p>(3) 提出方法 提出方法は、参加事業者による持参とする。</p> <p>(4) 提出部数 ア 業務提案書 正本1部、副本7部 イ 提案見積書（様式第6号）、積算内訳書（様式第15号）および出来高払業務の各標準設計書に対する見積書</p>	<p>1部</p> <p>ウ プレゼンテーションおよびヒアリング出席者報告書（様式第7号）</p> <p>1部</p> <p>(5) 業務提案書の内容 業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成すること（様式第8号から8-22号）。</p> <p>ア 会社概要および財務状況（直近3箇年の会計年度における貸借対照表および損益計算書）</p> <p>イ 受託実績</p> <p>ウ 業務体制および業務執行計画</p> <p>エ 検針業務に対する考え方</p> <p>オ 開栓・閉栓業務および精算業務に対する考え方</p> <p>カ 調査業務に対する考え方</p> <p>キ 測定および更正に係る業務に対する考え方</p> <p>ク メーターの入出庫管理業務に対する考え方</p> <p>ケ 検満メーター取替業務および附帯業務に対する考え方</p> <p>コ メーター取付・取外業務および故障メーター取替業務に対する考え方</p> <p>サ 宿日直業務に対する考え方</p> <p>シ 漏水修理業務に対する考え方</p> <p>ス 個人情報保護に対する考え方</p> <p>セ 社員への研修体制に対する考え方</p> <p>ソ 地域貢献（地元経済、地元雇用等）に対する考え方</p> <p>タ 地域防災、災害、緊急時等危機管理に対する考え方</p> <p>チ その他の業務提案</p> <p>(6) 業務提案書の作成形態 ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式第8号）を使用し、事業者名（正本にのみ記載）、提出日付および業務提案書ごとの通し番号を記入の上、頁の最初に目次を付け、各頁には頁番号を記入し、提出部数ごとにつづり、提出すること。 イ 業務提案書の作成に当たっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左つづりで作成し、正本1部、副本7部を提出すること。 ウ 電子記憶媒体での提出は認めない。</p> <p>(7) 注意事項 業務提案書（副本）に事業者名は記載しないこと。また、業務提案書の内容に金額は記載しないこと。</p> <p>(8) 提案見積書 提案見積書には、各年度の積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんの上、1部提出すること。</p> <p>(9) その他 ア 提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。 イ 提出された提案書等は返却しない。 ウ 秋田市上下水道局が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。 エ 提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属する。 オ 提出された書類は、必要な場合において複製を作成することがある。</p> <p>9 業務提案書等の作成に係る質問の受付等 (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書（様式第9号）により、質問内容を電子メールで提出すること。</p>
---	--

- (2) 提出期間は、7月1日(月)午前9時から同月16日(火)午後5時までとする。
- (3) 質問に対する回答については、参加事業者に、電子メールにより随時行うものとする。電話および口頭による個別の対応は行わない。
- 10 プレゼンテーションおよびヒアリングの実施
 - 提案書等が提出された後、審査委員会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施する。
 - (1) 日時および場所
 - プレゼンテーションおよびヒアリング参加要請書(様式第10号)により通知する。
 - (2) 実施時間
 - プレゼンテーションは各事業者40分以内とする。プレゼンテーション終了後にヒアリングを20分程度行う。
 - (3) 実施方法
 - 自由形式とする。希望する事業者は、電子機器を用いて行うことができる。参加事業者が判明するものは除くこと。
 - プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーンおよびエプソンプロジェクター(EMP-74)以外は参加事業者において用意すること。
 - (4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。
 - (5) 出席人数は、業務提案書の内容を熟知している5名までとする。
 - 出席者の役職および氏名をプレゼンテーションおよびヒアリング出席者報告書(様式第7号)に記入し、提案書とともに提出すること。
- 11 選定結果の通知
 - (1) 最終受託候補者に決定した事業者には、プロポーザル選定結果通知書(様式第11号)を送付する。
 - (2) 最終受託候補者に選定されなかった事業者には、プロポーザル非選定結果通知書(様式第12号)を送付する。
 - (3) 審査の結果、選定されなかった事業者は、結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果について書面により説明を求められることができる。
 - 提出方法は、持参、郵送、宅配便、電子メール又はファクシミリで受け付ける(様式は問わない)。ただし、当該事業者の合計評価点および順位に限り書面により回答するものとし、審査内容および他の事業者に関する説明要求は認めないものとする。
- 12 特別目的会社の設立
 - 受託候補者は、別に実施する水道料金等徴収業務委託受託者選定に係る公募型プロポーザルにより選定された受託候補者と、特別目的会社を設立するものとする。
 - 設立された特別目的会社と基本協定の規定に基づき、契約を締結する。
- 13 企画・提案に瑕疵がある場合
 - プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取扱いについて決定する。
 - 当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。
 - その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正および公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項

- を取り消す場合もある。
- 14 各関係法令等の遵守
 - 参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約したものとみなす。
 - 参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。
- 15 書類提出先および問合せ先等
 - (1) 秋田市上下水道局お客様センター
 - 〒010-0945 秋田県秋田市川尻みよし町14番8号
 - (2) 電話 018-823-8431 ファクシミリ 018-865-3920
 - (3) 電子メールアドレス ro-wtcc@city.akita.akita.jp

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成25年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号・件名	履行場所	履行期間	入札参加要件
長期 第6号 川尻庁舎消防設備保守点検業務委託	秋田市上下水道局川尻庁舎他	契約日から平成28年3月31日まで	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月9日(火) 午前11時
 - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成25年7月11日(木)
 - (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 入札に参加する者に必要な要件
- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
 - (2) 消防法施行規則に基づく消防用設備等の保守点検業務の実

績があること。

- (3) 当該消防用設備（川尻庁舎消防設備保守点検業務基準表等に記載された対象設備）において、点検可能な消防設備士又は消防設備点検資格者を配置できること。
- (4) 消防用設備等点検済表示登録会員であること。
- (5) 租税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (8) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月2日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 配置予定資格者の免状の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 配置予定資格者の免状の写し

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）。個人にあつては営業の事実を証する書類

(オ) 納税証明書

- a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年6月21日(金)から同年7月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年6月21日(金)から同年7月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年7月5日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限
第8号	全有機炭素計（TOC）購入	豊岩浄水場内（水質管理室 理化学検査室）	契約日から平成25年10月31日まで

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月3日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契約予定日 平成25年7月5日(金)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月2日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年6月21日(金)から同年7月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	業務名	納品場所	履行期間	入札参加要件
第71号	水道メーター再生修理業務委託（表面加工処理 口径13mm～40mm）	秋田市上下水道局資材倉庫	契約日から平成26年3月31日まで	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月9日(火) 午前11時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月11日(水)
- (5) 注 意 事 項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加する

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年6月21日(金)から同年7月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年7月3日(水)から同月4日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年6月21日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

こと。

- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治体に対し、水道メーター再生修理業務の実績があ

ること。

- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月2日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

ア 秋田市登録業者（総務部契約課）

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者

- (ア) 入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）。個人にあっては営業の事実を証する書類

エ 納税証明書

- a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の方までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年6月21日(金)から同年7月2日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年6月21日(金)から同年7月8日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年7月5日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号 ・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第11号 笹岡非常用エンジンポンプ 修繕	秋田市外旭川字三ノ堰 323番地1	平成26年 1月31日	機械器具設置工事 A級 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から機械器具設置工事のA級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者（実務経験者を含む。）を監理技術者又は主任技術者として本業務に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月10日(火) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成25年7月12日(金)
 - (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。
- 3 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月9日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。
 - (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成25年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ

- <http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成25年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 5 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成25年7月10日(水)から同月11日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
 - イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第73号	浄水場、配水場樹木剪定・冬囲い業務委託	仁井田浄水場、豊岩浄水場、豊岩取水場、手形山配水場および御所野配水場	契約日から平成26年3月28日まで	造園工事B級 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
 - ア 前項の入札参加要件で、「造園工事B級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から造園工事のB級に等級格付されている者をいう。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
 - エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
 - オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で

- ないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年7月10日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年7月12日(金)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成25年7月9日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成25年6月28日(金)から同年7月9日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）とする。

(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、平成25年7月10日(水)から同月11日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

(2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

(3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

(1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書は、返却しない。

(3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434